

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和四年一月二十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 大島 勝

一 許可番号

令和三年九月十日

指令川建セ第〇三〇〇九〇号

二 検査済証番号

令和四年一月十七日

川建セ第〇三〇一八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸字栗原八百九十三番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県坂戸市泉町三丁目十一番地七 パークサイドシテイニ〇三号室

清水 尚也